

件名	愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	

【改正の概要】

国の平成 24 年度予算により、介護職員処遇改善等臨時特例交付金により行う事業の実施期間の 1 年延長が予定されていることに伴い、基金の設置期間を延長するための改正。

附則第 2 項の改正

この条例は、平成 24 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。



平成 25 年 12 月 31 日

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

基金事業の内容

1. 事業実施主体 県、市町
2. 事業実施期間 平成 21 年度～24 年度
3. 事業内容（負担割合 国 10/10）

事業メニュー	事業内容	備考
介護職員処遇改善交付金事業	介護職員の賃金改善を行う事業者からの申請に基づき、介護給付費に定率を乗じた額を上乗せして交付し、介護職員の処遇改善を図る。	24 年度以降は介護報酬で対応するため、 <u>23 年度で事業は終了</u> 24 年度は、24 年 2 月・3 月分の介護給付費に係る上乗せ分の支払いのみ
施設開設準備経費助成事業	小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の新規開設を予定している事業者に対し、定額助成を行い、開設時からの質の高いサービスの提供を推進する。	市町の実施事業に対する助成

4. 基金の額

（単位；千円）

	増加		減少	残額
	積立	利子	取崩し	
平成 21 年度末	7,159,037	7,172	800,608	6,365,601
平成 22 年度末	5,672	14,804	2,588,317	3,797,760
平成 23 年度末	2,889	(7,345)	(2,613,424)	(1,194,570)
平成 24 年度末	(6,417)	(2,395)	(491,237)	(712,145)

増加（積立）には、返還金も含む。
（ ）内は見込み